

令和 5 年度 事務事業評価結果報告書

**令和 6 年 7 月
羽曳野市**

1 行政評価の概要（事務事業評価の位置づけ）

（１）行政評価制度について

行政評価とは、総合基本計画に基づき市が実施する取り組みについて、その進行を管理するとともに、統一的・客観的な視点から、成果に対する評価と検証を行う仕組みをいいます。

（２）行政評価の目的

行政評価を実施する主な目的は、以下のとおりです。

- ①総合基本計画に掲げる各施策を推進するため市が実施する事務事業について、達成度や進捗状況を的確に把握し、総合基本計画の進行を着実に管理します。
- ②各事務事業の実績・成果について評価・検証することで、職員の意識改革を含めた事務の効率化・改善を図り、経営の視点に立った行財政運営に取り組みます。
- ③事業の概要や評価・検証結果、改善状況などを分かりやすく開示することで、市の説明責任を果たすとともに、透明性の向上を図ります。

（３）行政評価の構成

行政評価は、以下の３つによって構成します。

- ①施策評価・・総合基本計画に位置付けられた「施策」を評価単位とし、同計画に掲げた各目標指標の達成度を判定するとともに、現状と課題を整理し、次期の基本計画に反映していきます。
- ②実施計画・・総合基本計画における「施策の方向」に沿って実施されるすべての事務事業について、年度ごとに進捗状況を把握し、検証を行うことで、次年度以降の予算編成や計画の進行に活用していきます。
- ③事務事業評価・・すべての事務事業のうち、評価効果を見込むことができるものを年度ごとに抽出し、妥当性・有効性などの項目を評価し、コストや手法についての見直しを行います。

2 事務事業評価の対象

令和5年度の事務事業評価対象は、令和4年度に実施した事務事業 617 のうち、次に掲げる事務事業を除く 337 事業です。

- (1) 臨時的な事務事業又は公共施設整備事業であって、終期が明確なもの
- (2) 市による裁量の余地が少ない義務的な事務事業
- (3) 定型的な内部事務その他の事務事業評価による効果が薄いと思われる事務事業

◆部局別の評価事務事業数

部局名	評 価 事業数	部局名	評 価 事業数
危機管理部	1 4	議会事務局	3
市長公室	1 3	土木部	1 3
総務部	1 2	下水道部	5
保健福祉部	8 0	都市開発部	1 1
こどもえがお部	3 0	水道局	7
市民人権部	2 5	学校教育部	3 7
都市魅力部	4 6	生涯学習部	4 1
合 計			3 3 7

3 評価方法

(1) 事業担当部局による自己評価

まず、各事業を実施した担当部局が、事務事業ごとに「妥当性」、「有効性」、「効率性」の3つの視点から個別評価し、改善に向けたポイントを洗い出し、事業の実績や個別評価などを踏まえ、総合的に評価しました。

(2) 事務事業評価委員会による意見付与

(1) の事業担当部局が評価した事業の中で、今後の事業のあり方や方向性等について、検討・確認が必要と思われる18事業を事務事業評価委員会からの意見付与の対象事業としました。

4 事務事業評価結果

(1) 自己評価結果 (337 事業)

別頁「令和5年度事務事業評価結果一覧」のとおり

(2) 事務事業評価委員会意見 (2 事業)

別頁「令和5年度事務事業評価委員会意見」のとおり

(3) 最終結果

総合評価	事務事業数	割合
拡充・重点化	20	5.9%
現状維持	262	77.7%
改善して継続	41	12.2%
縮小・統合	4	1.2%
完了	4	1.2%
休止・廃止	6	1.8%
合計	337	100.0%

5 公表

行政の透明性の向上や、市民のチェック機能の向上などを目的に、事務事業評価シートを市ウェブサイトに掲載するとともに、市役所1階の情報公開コーナーでも配架し、供覧に付します。